

## 警視庁被留置者の不服申立てに関する規程

平成 19 年 5 月 30 日  
都公委規程第 9 号  
存 続 期 間

〔沿革〕 平成 21 年 3 月 都公委規程第 2 号改正

### （目的）

第 1 条 この規程は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 2 編第 3 章第 11 節の規定に基づく不服申立てについて、東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）警視總監、法第 18 条の規定により実地監査を行う監査官（以下「監査官」という。）及び留置業務管理者（警視庁本部の留置施設にあっては留置管理第一課長、警察署の留置施設にあっては警察署長をいう。以下同じ。）が行う事務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （不服申立ての区分）

第 2 条 不服申立ての区分は、次のとおりとする。

- (1) 法第 229 条第 1 項の規定による警視總監に対する審査の申請
- (2) 法第 230 条第 1 項の規定による公安委員会に対する再審査の申請
- (3) 法第 231 条第 1 項の規定による警視總監に対する事実の申告
- (4) 法第 232 条第 1 項の規定による公安委員会に対する事実の申告
- (5) 法第 233 条第 1 項の規定による警視總監に対する苦情の申出
- (6) 法第 234 条第 1 項の規定による監査官に対する苦情の申出
- (7) 法第 235 条第 1 項の規定による留置業務管理者に対する苦情の申出

### （不服申立ての受理）

第 3 条 前条各号の不服申立ての受理については、次のとおりとする。

- (1) 前条第 1 号から第 5 号までに係るもの 留置管理第一課長
- (2) 前条第 6 号に係るもの 当該監査官
- (3) 前条第 7 号に係るもの 当該留置業務管理者

### （不服申立ての裁決及び通知の準備等）

第 4 条 第 2 条第 1 号及び第 2 号に係る裁決の準備は、留置管理第一課長及び訟務課長が行い、裁決書の謄本の送付は、訟務課長が行うものとする。

- 2 第 2 条第 3 号及び第 4 号に係る通知の準備及び通知書の送付は、留置管理第一課長が行うものとする。
- 3 第 2 条第 5 号から第 7 号までに係る苦情の処理の準備及び結果の通知は、次の区分に

応じて行うものとする。

- (1) 第2条第5号に係るもの 留置管理第一課長
- (2) 第2条第6号に係るもの 当該監査官
- (3) 第2条第7号に係るもの 当該留置業務管理者

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、不服申立ての手続きに関し必要な事項は、警視総監が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。